

全国健康保険協会千葉支部 第78回評議会
(平成28年1月21日開催)

平成28年度 保険料率に関する論点について

平成28年度保険料率に関する論点について

1. 28年度保険料率

28年度保険料率についてどのように考えるべきか。

○ 直近の5年収支見通し(27年9月試算)等も踏まえて、今後の保険料率についてどう考えるか。

※ これまでの運営委員会では、

- ・ 単年度収支均衡が原則であり、引き下げられるときは引き下げて、引き上げる必要があるときは引き上げるということでもよいのではないかという意見と、
- ・ 長いスパンで安定的に運営できる水準にした方がよいのではないか、という意見があった。

※ 評議会の意見では、平均保険料率10%を維持すべきという意見と引き下げるべきという意見の両方を含む意見を持った支部が最も多かった。

○ 28年度の平均保険料率と激変緩和率について、運営委員会では、料率維持と料率引下げの意見に分かれた。さらに料率引下げの意見の下では、激変緩和率について当面ゆるやかな引上げと均等引上げに分かれた。

○ こうした意見を踏まえれば、平均保険料率と激変緩和率の組合せについて、以下の3パターンが考えられるが、どのように考えるか。

- ① 平均保険料率を維持して、激変緩和率を毎年度均等に引き上げる
- ② 平均保険料率を均衡保険料率の水準に引き下げて、
 - ②-1 激変緩和率を当面ゆるやかに引き上げる
 - ②-2 激変緩和率を毎年度均等に引き上げる

2. 激変緩和措置

28年度の激変緩和措置についてどのように考えるべきか。

○ 28年度の激変緩和率についてどう考えるか。

※ 平成27年度の激変緩和率は3.0/10。

※ 今年の5月に成立した医療保険制度改革法により、激変緩和措置の期限が、医療に要する費用の適正化等に係る協会の取組の状況に応じて平成36年3月31日までの間で政令で定める日とされているが、現時点では、激変緩和措置の期限は平成32年3月31日まで。期限までに激変緩和率を均等に引き上げる場合は、毎年度1.4/10ずつ引き上げる必要。

○ 28年度の平均保険料率と激変緩和率について、運営委員会では、料率維持と料率引下げの意見に分かれた。さらに料率引下げの意見の下では、激変緩和率について当面ゆるやかな引上げと均等引上げに分かれた。

○ こうした意見を踏まえれば、平均保険料率と激変緩和率の組合せについて、以下の3パターンが考えられるが、どのように考えるか。

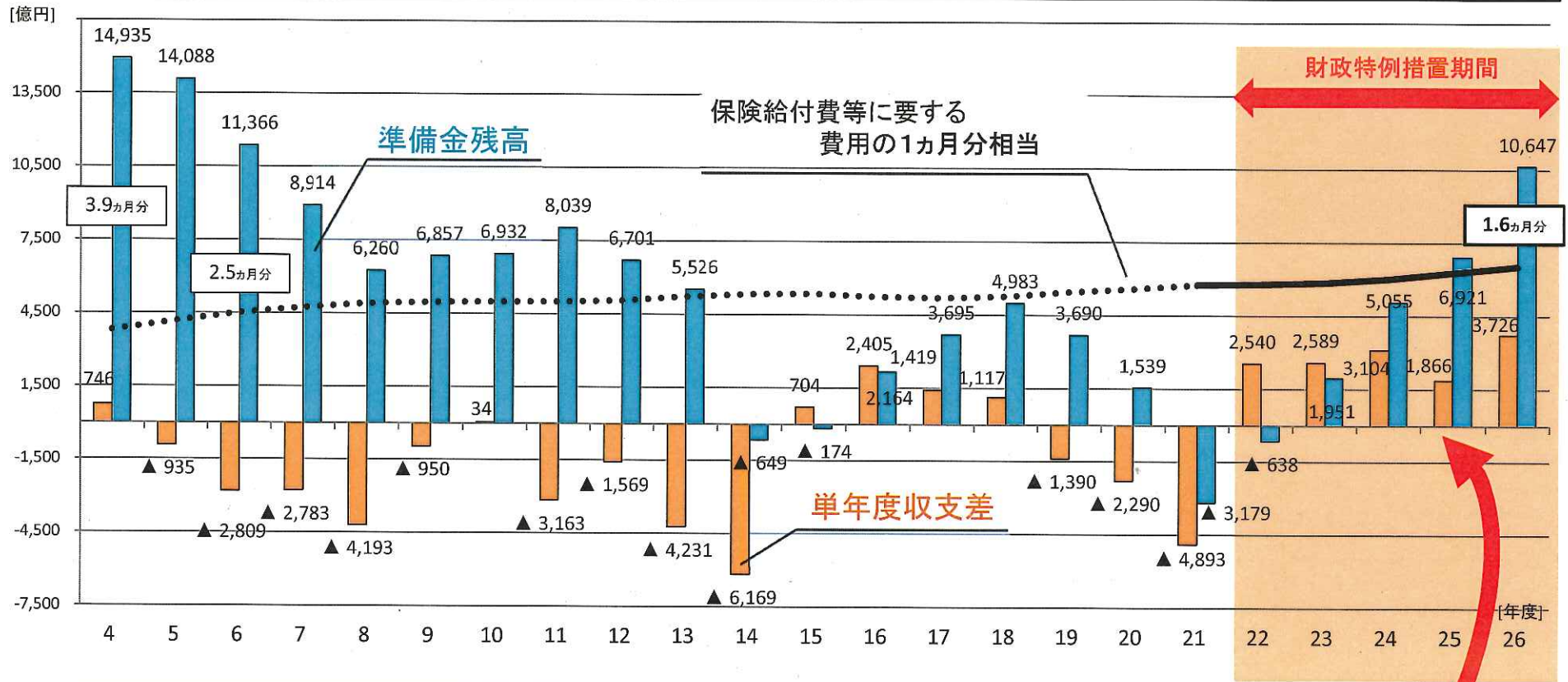
- ① 平均保険料率を維持して、激変緩和率を毎年度均等に引き上げる
- ② 平均保険料率を均衡保険料率の水準に引き下げて、
 - ②-1 激変緩和率を当面ゆるやかに引き上げる
 - ②-2 激変緩和率を毎年度均等に引き上げる (再掲)

3. 変更時期

保険料率の変更時期は、4月納付分からでよいか。

単年度収支差と準備金残高等の推移 (協会会計と国の特別会計との合算ベース)

協会けんぽは、各年度末において保険給付費や高齢者拠出金等の支払いに必要な額の1カ月分を準備金(法定準備金)として積み立てなければならないとされている(健康保険法160条の2)。



(4年度) 国庫補助率 16.4%→13.0%
 (6年度) 食事療養費制度の創設
 (9年度) 患者負担2割
 (10年度) 診療報酬・薬価等のマイナス改定
 (12年度) 介護保険制度導入
 (14年度、16年度、18年度、20年度) 診療報酬・薬価等のマイナス改定
 (15年度) 患者負担3割、総報酬制へ移行
 (20年度) 後期高齢者医療制度導入
 (22年度) 国庫補助率 13.0%→16.4%
 老人保健制度の対象年齢引上げ(14年10月～)



(注) 1. 平成5年度、6年度、8年度、9年度、13年度は国の一般会計より過去の国庫補助繰延分の返済があり、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。
 2. 平成21年度以前は国庫補助の清算金等があった場合には、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。

平成27年度の協会けんぽの都道府県単位保険料率

- 協会けんぽでは、年齢構成や所得の調整を行った後の「医療費の地域差」を反映した都道府県単位保険料率を設定。
- 全国平均は10.0%であり、最高は佐賀県の10.21%、最低は新潟県の9.86%である。

北海道	10.14%	石川県	9.99%	岡山県	10.09%
青森県	9.98%	福井県	9.93%	広島県	10.03%
岩手県	9.97%	山梨県	9.96%	山口県	10.10%
宮城県	9.96%	長野県	9.91%	徳島県	10.10%
秋田県	10.06%	岐阜県	9.98%	香川県	10.11%
山形県	9.97%	静岡県	9.92%	愛媛県	10.03%
福島県	9.92%	愛知県	9.97%	高知県	10.05%
茨城県	9.92%	三重県	9.94%	福岡県	10.09%
栃木県	9.95%	滋賀県	9.94%	佐賀県	10.21%
群馬県	9.92%	京都府	10.02%	長崎県	10.07%
埼玉県	9.93%	大阪府	10.04%	熊本県	10.09%
千葉県	9.97%	兵庫県	10.04%	大分県	10.03%
東京都	9.97%	奈良県	9.98%	宮崎県	9.98%
神奈川県	9.98%	和歌山県	9.97%	鹿児島県	10.02%
新潟県	9.86%	鳥取県	9.96%	沖縄県	9.96%
富山県	9.91%	島根県	10.06%	※ 全国平均では10.0%	

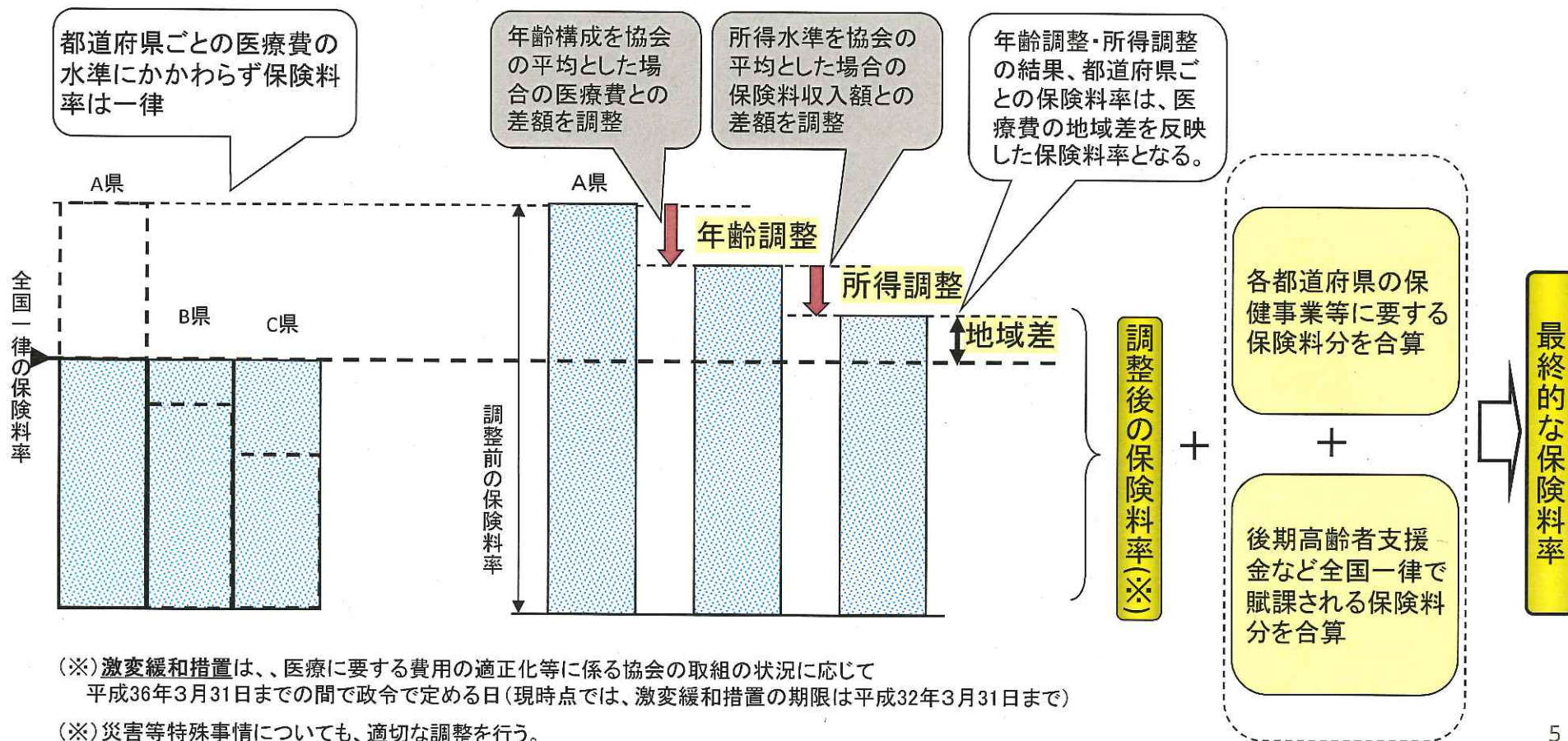
協会けんぽの都道府県単位保険料率の設定のイメージ

都道府県単位保険料率では、年齢構成の高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなる。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる。このため、都道府県間で次のような年齢調整・所得調整を行う。

※都道府県単位保険料率になることで、保険料率が大幅に上昇する場合には、激変緩和措置を講じる。

全国一本の保険料率
(20年9月まで)

都道府県単位保険料率(20年10月から): 年齢構成が高く、所得水準の低いA県の例



平成28年度都道府県単位保険料率のごく粗い試算

○ 平均保険料率10%の場合

		激変緩和率		
		3.0/10	4.4/10	10.0/10
最高料率		10.24%	10.34%	10.74%
現在からの変化分	(料率)	0.03%	0.13%	0.53%
	(金額)	+42円	+182円	+742円
最低料率		9.85%	9.78%	9.52%
現在からの変化分	(料率)	-0.01%	-0.08%	-0.34%
	(金額)	-14円	-112円	-476円

※1 数値は、平均保険料率や政府の予算セット時の計数で算出すると異なる結果となる場合がある。

※2 金額は、標準報酬月額28万円の被保険者に係る保険料負担(月額。労使折半後)の平成27年度からの増減。

<参考> 平成27年度都道府県単位料率
(平均保険料率10%、激変緩和率3/10)

最高料率	10.21%
最低料率	9.86%

加入者1人当たり医療費及び平均標準報酬月額の前年度比の推移(実績)

加入者1人当たり医療費の前年度比の推移

(単位:%)

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年 4～8月
0.0	2.1	2.2	2.3	3.0	2.1	1.2	1.6	1.9	2.9

(参考)5年収支見直し(平成27年9月試算)の平成29年度以降におけるの加入者1人当たり医療費の伸びの前提

70歳未満	1.5%
70歳以上75歳未満	0.4%

平均標準報酬月額の前年度比の推移

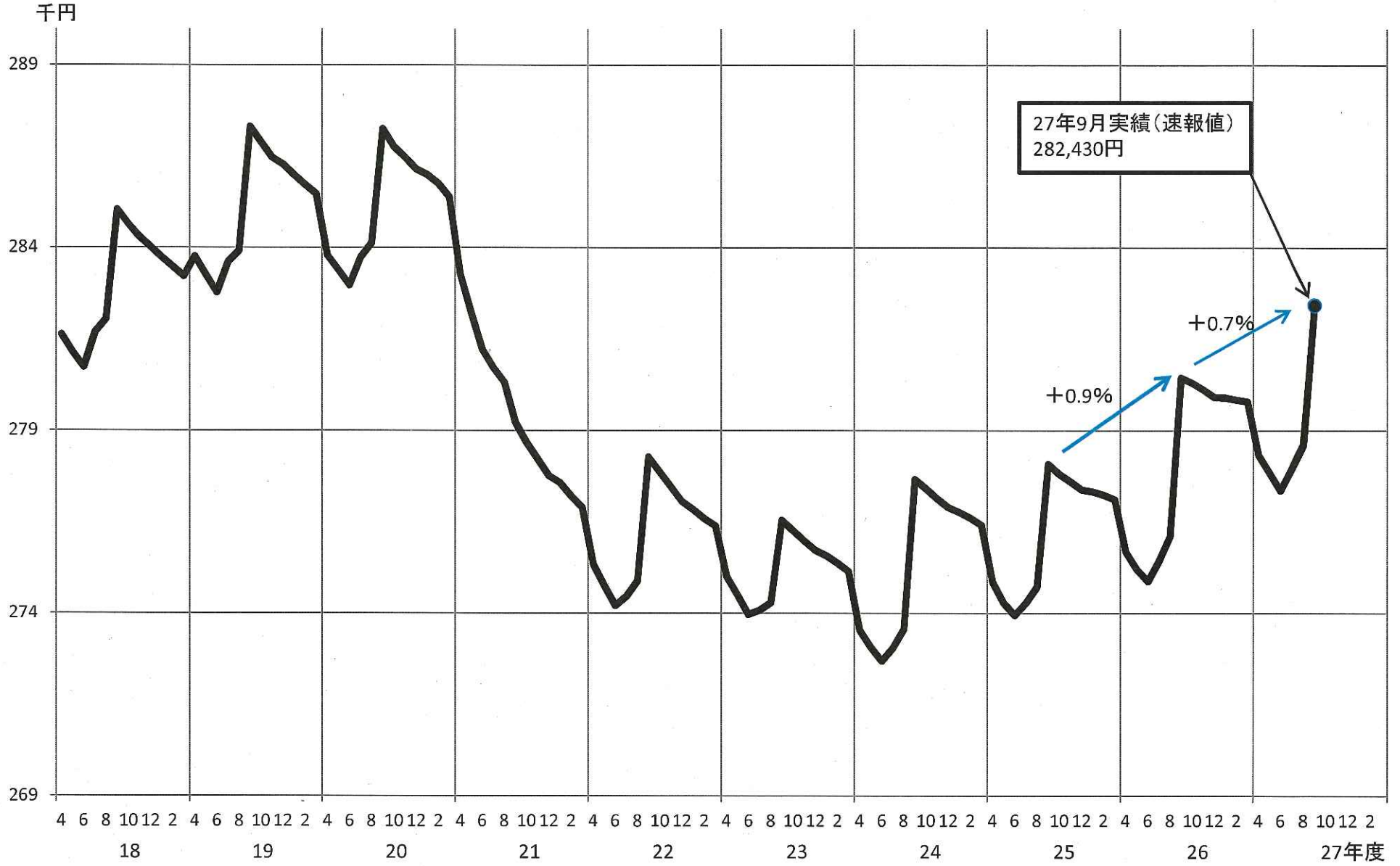
(単位:%)

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年 4～8月	平成27年 9月
▲0.1	0.8	0.0	▲2.0	▲1.2	▲0.4	0.1	0.3	0.7	0.9	0.7

(参考)5年収支見直し(平成27年9月試算)における平成29年度以降の賃金の伸びの前提

ケースⅠ	1.35%～1.45%
ケースⅡ	0.0%
ケースⅢ	▲0.2%

被保険者1人当たり標準報酬月額の実績値



協会けんぽの収支見込（医療分）

（単位：億円）

		26年度	27年度	28年度	備考
		決算	直近見込 (27年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (27年12月)	
収入	保険料収入	77,342	80,266	82,258	24-27年度保険料率： 10.00% 28年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	12,559	11,829	11,893	
	その他	1,134	123	128	
	計	91,035	92,218	94,278	
支出	保険給付費	50,739	53,326	54,661	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 拠出金対前年度比 + 98 } + 17 △ 81 △ 433 </div> ○28年度の単年度収支を均衡させた場合の保険料率 28年度均衡保険料率： 9.52%
	老人保健拠出金	1	1	1	
	前期高齢者納付金	14,342	14,793	14,891	
	後期高齢者支援金	17,552	17,719	17,638	
	退職者給付拠出金	2,959	1,660	1,227	
	病床転換支援金	0	0	0	
	その他	1,716	2,001	1,950	
	計	87,309	89,499	90,368	
単年度収支差		3,726	2,719	3,911	
準備金残高		10,647	13,366	17,277	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

協会けんぽの収支見込（医療分）※均衡料率

（単位：億円）

		26年度	27年度	28年度	備考
		決算	直近見込 (27年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (27年12月)	
収入	保険料収入	77,342	80,266	78,346	24-27年度保険料率： 10.00% 28年度保険料率： 9.52%
	国庫補助等	12,559	11,829	11,893	
	その他	1,134	123	128	
	計	91,035	92,218	90,367	
支出	保険給付費	50,739	53,326	54,661	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 拠出金対前年度比 + 98 } + 17 △ 81 △ 433 </div> ○28年度の単年度収支を均衡させた場合の保険料率 28年度均衡保険料率： 9.52%
	老人保健拠出金	1	1	1	
	前期高齢者納付金	14,342	14,793	14,891	
	後期高齢者支援金	17,552	17,719	17,638	
	退職者給付拠出金	2,959	1,660	1,227	
	病床転換支援金	0	0	0	
	その他	1,716	2,001	1,949	
	計	87,309	89,499	90,367	
単年度収支差		3,726	2,719	0	
準備金残高		10,647	13,366	13,366	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

1. 議論の経緯

- 運営委員会においては、平成28年度の平均保険料率について、維持と引下げの意見に分かれた。また、激変緩和率については、現行の激変緩和措置の期限を前提として、平均保険料率維持の意見の下では均等引上げに異論がない一方で、平均保険料率引下げの意見の下では当面ゆるやかな引上げと均等引上げに分かれ、理事長に判断が委ねられた。
- これを受けて、理事長からは以下の方針を運営委員会に示し、平成28年度の平均保険料率を10%に維持することを決定するとともに、激変緩和率を4.4/10とするよう、厚生労働省保険局長に要請を行った。

2. 基本的な考え方

(1) 平均保険料率について

平成28年度の平均保険料率については、10%を維持する。

<判断に当たって考慮すべき要素>

- ① 協会発足以降の厳しい財政状況の中で苦渋の決断であった保険料率を引き上げた時の思いとしては、中長期的に安定した財政運営の実現が目標
- ② 今年度の医療保険制度改革により、国庫補助率16.4%が期限の定めなく実現したことの背景には、国民の血税を投入してでも協会けんぽの財政を安定させるという政府・国会の判断があった
- ③ 今後の話としては、国庫補助率20%という課題も残っている

<平均保険料率を10 %に維持した理由>

- ① 中長期的に安定的な保険財政運営が見通せるとともに、加入者や事業主の皆さま、さらには国民にその理由をご理解いただける都道府県単位保険料率とすること
- ② 可能な限り長期にわたって、負担の限界である、平均保険料率10 %を超えないようにすること

※ このほか、

- ア 医療費の伸びが賃金の伸びを上回る財政構造の脆弱性が依然として解消していないこと
- イ 協会けんぽに加入いただいている事業所の経営状況、さらには経済全体の動向を踏まえる必要があり、今後の被保険者の方の賃金上昇率や被保険者数の増加については慎重に見込んでいく必要がある。

(2) 激変緩和率について

激変緩和率については、昨年度の運営委員会でもご指摘いただいたように、その拡大に関する長期の計画を踏まえる必要があることから、4.4 / 10とすることを厚生労働省保険局長に要請した。

平成 28 年度保険料率に関する
本部運営委員会の意見

平成 27 年 12 月 25 日

全国健康保険協会
理事長 小林 剛 殿

全国健康保険協会
運営委員会

平成 28 年度保険料率について

当委員会は、本年 9 月から計 5 回にわたり、平成 28 年度保険料率の議論を行ってきた。この議論の中では、下記のような意見となった。

- ・ 4 月納付分からの変更については異論がなかった。
- ・ 平均保険料率については、維持と引下げの意見に分かれた。
- ・ 激変緩和率については、現行の激変緩和措置の期限を前提として、平均保険料率維持の意見の下では均等引上げに異論がない一方で、平均保険料率引下げの意見の下では当面ゆるやかな引上げと均等引上げに分かれた。

理事長におかれては、これまでの当委員会における議論も踏まえた上で、平成 28 年度の平均保険料率の設定を適切に行うとともに、平成 28 年度の激変緩和率に係る厚生労働省に対する必要な要請を行うこととしていただきたい。

なお、平均保険料率についての維持と引下げの意見の理由は、以下のとおりである。
引下げ：

- ・ 中小企業の経営状況は依然として改善しておらず、引き下げられるときには引き下げろべきである。
- ・ 加入者や事業主に対して、下げられるときには保険料率を下げるというメッセージを送ることが重要である。
- ・ 引き上げる必要があるときは引き上げることについての理解を得た上で、単年度の収支が均衡するよう、引き下げられるときは引き下げろべきである。

維持：

- ・ 協会財政の赤字構造は変わっておらず、また医療費の動向等について不確定な

要素が多い。さらに加入者一人当たり医療費及び平均標準報酬月額の前年度比の推移（実績）をみると、例えばここ3ヶ年では、平成25年度は1.6%に対し0.3%、平成26年度は1.9%に対し0.7%、平成27年4月～8月は2.9%に対し0.9%となっており、いずれも医療費の伸びが平均標準報酬月額伸びを上回っている。このような観点から、長い期間にわたって安定的な保険料率で運営していくことが必要である。

- ・ 協会けんぽは財政の不安定性を常に内在していることや、22年度から3年連続で引き上げ、それ以降続いている現行の1.0%という料率はすでに負担の限界であり、平均保険料率1.0%を維持し、中長期的に安定的な運営ができる水準にしたほうがよい。

- ・ 現行の1.0%という保険料率はすでに負担の限界であり、これを超えないような運営をしていくべきである。

- ・ 保険料率を引き上げることには容易にはできないため、現在の収支がよいからという理由で引き下げることには慎重であるべきである。

介護保険の平成28年度保険料率について

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

28年度は、27年度末に見込まれる剰余分(248億円)も含め、単年度で収支が均衡するよう1.58%(27年5月納付分以降と同率)とする。

※ 28年度政府予算案では、介護納付金は9,498億円と前年度比で527億円の増加の見込み。

(参考)

健康保険法160条16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金(日雇特例被保険者に係るものを除く。)の額(協会が管掌する健康保険においては、その額から第153条第2項の規定による国庫補助額を控除した額)を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の合算額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額} - \text{国庫補助額等}}{\text{介護保険第2号被保険者(40歳～64歳)の総報酬額総額の見込}}$$

協会けんぽの収支見込（介護分）

（単位：億円）

		26年度	27年度	28年度	備考
		決算	直近見込 (27年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (27年12月)	
収入	保険料収入	7,715	7,469	7,695	27年度保険料率： ※1.58% 28年度保険料率： 1.58% ※27年5月納付分から適用 (27年4月納付分は26年度と同率) 納付金対前年度比 ⇒ + 527
	国庫補助等	1,471	1,471	1,557	
	その他	0	0	0	
	計	9,186	8,940	9,252	
支出	介護納付金	8,967	8,971	9,498	
	その他	0	0	0	
	計	8,967	8,971	9,498	
単年度収支差		218	△ 31	△ 246	
準備金残高		279	248	2	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

今後の運営委員会・支部評議会のスケジュール(現時点での見込み)

	11月	12月	1月	2月	3月	4月
運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・H28事業計画 ・H28予算 } 大枠の確定 <ul style="list-style-type: none"> ・H28保険料率 (平均料率、激変緩和措置、都道府県料率等) 		事業計画、予算の決定 都道府県単位保険料率 支部間のインセンティブ制度			
	11/25	12/9 12/25	1/29	2/17 予備日	3/24	保険料率の改定
支部評議会	H28保険料率 H28支部事業計画(支部の独自事業など) H28予算(特別計上経費)		都道府県単位保険料率			
	11/19	12/17	1/21	2/18	3/17	
その他				保険料率の広報等		
(備考) 国		政府予算案 閣議決定	激変緩和率 の提示	保険料率 の認可等	事業計画、予算 の認可等	